

# 産業環境委員会議案説明資料

令和2年3月11日

件名	頁
1 第18号議案 足立区リサイクルセンター条例の一部を改正する条例・・・	2

(環境部)

# 第 18 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 11 日

件 名	足立区リサイクルセンター条例の一部を改正する条例
所管部課名	環境部 環境政策課
内 容	<p>1 改正の概要</p> <p>足立区リサイクルセンターあだち再生館の事業変更及び指定管理者指定方法の変更により条文の一部改正する。</p> <p>(1) あだち再生館の事業について</p> <p>条例第 3 条 (3) の「リサイクル品の展示及び販売に関すること」から「及び販売」を削除する。</p> <p>(2) 指定管理者による管理について</p> <p>条例第 12 条第 3 項の「区長は、指定管理者を指定しようとするときは規則で定めるところにより公募するものとする」に「特別な事情があると認めた場合を除き」を追記する。</p> <p>2 改正理由</p> <p>(1) 令和元年度をもってリサイクルショップを閉店するため。</p> <p>(2) 指定管理者の指定方法に柔軟性をもたせるため。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙 1 参照</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日</p>
問 題 点 今後の方針	事業内容の変更について、ホームページや再生館だより、施設内掲示等により利用者、近隣住民に対し丁寧に説明する。

## 足立区リサイクルセンター条例新旧対照表

別紙 1

改 正 前	改 正 後
<p>足立区リサイクルセンター条例</p> <p style="text-align: right;">平成 9 年 6 月 25 日条例第 20 号</p> <p>第 1 条～第 2 条（省略）</p> <p>（事業）</p> <p>第 3 条 リサイクルセンターは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) リサイクル情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(2) リサイクル学習及び活動の場の提供に関すること。</p> <p>(3) リサイクル品の展示 <u>及び販売</u> に関すること。</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、区長が特に必要があると認める事業</p> <p>第 4 条～第 11 条（省略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第 12 条 リサイクルセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体が区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。（表省略）</p> <p>3 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>第 13 条～第 18 条（省略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>足立区リサイクルセンター条例</p> <p style="text-align: right;">平成 9 年 6 月 25 日条例第 20 号</p> <p>第 1 条～第 2 条（省略）</p> <p>（事業）</p> <p>第 3 条 リサイクルセンターは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) リサイクル情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(2) リサイクル学習及び活動の場の提供に関すること。</p> <p>(3) リサイクル品の <u>展示に関すること。</u></p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、区長が特に必要があると認める事業</p> <p>第 4 条～第 11 条（省略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第 12 条 リサイクルセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体が区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。（表省略）</p> <p>3 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、<u>特別の事情があると認め</u>た場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>第 13 条～第 18 条（省略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>

改正前	改正後
<p>この条例は、平成9年9月1日から施行する。ただし、平成9年8月1日から施行期日までの間、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、使用を承認することができる。</p> <p>付 則（平成18年3月24日条例第19号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成23年7月8日条例第29号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略）</p> <p>付 則（平成24年12月21日条例第58号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略）</p>	<p>この条例は、平成9年9月1日から施行する。ただし、平成9年8月1日から施行期日までの間、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、使用を承認することができる。</p> <p>付 則（平成18年3月24日条例第19号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成23年7月8日条例第29号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略）</p> <p>付 則（平成24年12月21日条例第58号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略）</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>